

山梨県公報

号外第二十九号

平成二十八年
四月二十八日

木曜日

目次

規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十七号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤 斎

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成七年山梨県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第十一条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(予定価格の決定方法)

第十条 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する事項の予定価格は、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番